まちなみ共創部 技術総務課 技術管理室

土木工事積算基準に係るスクラップ費用の取扱いについて(通知)

みだしのことについて、令和3年4月以降に予算執行伺いを行う工事からスクラップ 費用の積算については以下のとおり取り扱うこととします。

記

- 1 スクラップ費用(有価物)の取扱い基準
  - ① 直接工事費に計上する。
  - ② マイナス単価とする。
  - ③ 全ての間接費の対象外とする。

## 2 工事費積算例

番号	種別	金額(円)	備考
	内訳		
1	スクラップ以外	1,000,000	全ての間接費の対象
2	スクラップ	-100,000	全ての間接費の対象外
3	直接工事費	900,000	
4	共通仮設費対象額	1,000,000	3-2
5	共通仮設費	200,000	④×0.20
6	純工事費	1,100,000	3+5
7	現場管理費対象額	1,200,000	6-2
8	現場管理費	480,000	⑦×0.40
9	工事原価	1,580,000	6+8
10	一般管理費対象額	1,680,000	9-2
(11)	一般管理費	504,000	100×0.30
12	工事価格	2,084,000	9+11

## 3 留意事項

(1) 公告時には、仕様書等に該当する数量及び間接費の対象としない旨明示ください。